

ロシア連邦
連邦法

連邦法「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」の改正について

国家院（下院）採択 2025年7月15日

連邦院（上院）承認 2025年7月25日

第1条

2009年12月28日付連邦法第381-FZ号「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」（ロシア連邦法令集、2010、No. 1、掲載番号2；2011、No. 48、掲載番号6728；2012、No. 53、掲載番号7643；2016、No. 27、掲載番号4197、4206；2018、No. 1、掲載番号71；No. 31、掲載番号4861；No. 49、掲載番号7518；No. 53、掲載番号8414；2021、No. 24、掲載番号4188；No. 27、掲載番号5182；2022、No. 8、掲載番号1035；No. 14、掲載番号2199；2023、No. 25、掲載番号4393、4417）に以下の変更を加える：

1）第1条において：

a) 第1項に「および商品市場調査活動」という文言を追加する；

b) 第2項に以下を内容とする第5号を追加する：

「5）商品市場調査活動の結果の正確さを保障すること。」；

c) 第3項において、「商業活動」と「の実施」という文言の間に「および商品市場調査活動」という文言を追加する；

d) 以下を内容とする第4項の2および第4項の3を追加する：

「4の2．本連邦法第2章の1の規定は、ある者の（その者が属する、独占禁止法により定められるグループの）直前の暦年における売上高が8億ルーブルを超えない場合、その者には適用されない。

4の3．本連邦法第2章の1の規定は、以下の場合には、商品市場調査実施主体に適用されない：

1）商品市場調査活動が、商品市場調査実施主体および（または）そのグループに属する者自身の利益のために行われ、商品市場調査の結果および得られたデータが、2006年7月26日付連邦法第135-FZ号「競争の保護について」（以下、連邦法「競争の保護について」）によって当該商品市場調査実施主体と同じグループに属するとされる者以外には提供されない；

2）商品市場調査が、国家権力機関および（または）地方自治体機関、またはその管轄下にある組織の発注により実施される；

3）商品市場調査が、ロシア連邦の連邦法およびその他の法規文書、ロシア連邦構成主体の法規文書にもとづき、国家情報システム、および連邦法、ロシア連邦構成主体の法律または地方自治体の法規文書にしたがって構築されたその他の情報システムに含まれる情報を使用して実施される。」；

e) 第6項において、「2006年7月26日付連邦法第135-FZ号『競争の保護について』（以下、連邦法『競争の保護について』という）」という文言を、「連邦法『競争の保護について』」という文言に差し替える。

f) 以下を内容とする第 7 項および第 8 項を追加する：

「 7. 本連邦法において、「商品市場」という用語は連邦法「競争の保護について」で規定された意味で用いられる。

8. 本連邦法第12条の 1 に定める商品市場調査実施主体の義務は、連邦法「競争の保護について」により同人と同じグループに属するとされる者にも適用される。」；

2) 第 2 条に以下を内容とする第21～23号を追加する：

「21) 商品市場調査活動ー ロシア連邦における商品市場の構造に関するデータの処理および（または）分析に係わるサービスを提供する事業活動の一種；

22) 商品市場の構造に関するデーター ロシア連邦の商品市場における需要と供給のレベルおよび（または）商品市場の流通条件に関する情報で、商品の価格、生産量、輸入（輸出）および販売量についての情報、商品の消費者、生産者、輸入業者、商品の販売条件および価格設定の原則についての集計データ、市場での商品プロモーションに利用される商品市場に関するその他の情報が含まれる；

23) 商品市場調査実施主体ー 商品市場調査を主要な事業として行うロシアの法人。ただし、ロシア連邦の国際条約に別段の定めがある場合にはその限りでない。」；

3) 第 5 条において：

a) 条名に「および商品市場調査活動」という文言を追加する；

b) 第 1 項の：

第 1 段落に「および商品市場調査活動」という文言を追加する；

第 1 号に「および商品市場調査活動」という文言を追加する；

以下を内容とする第 3 号の 7～第 3 号の 9 を追加する：

「 3 の 7) 商品市場調査の手順および実施に関する要件の商品市場調査実施主体による遵守状況のモニタリングに責任を持つ、管轄連邦行政機関（以下、商品市場調査実施主体の活動分野における管轄機関）の任命；

3 の 8) 商品市場調査の手順および実施に関する要件の商品市場調査実施主体による遵守状況の、商品市場調査実施主体の活動分野における管轄機関によるモニタリング実施の手順の承認；

3 の 9) 商品市場調査の手順および実施に関する要件の商品市場調査実施主体による遵守状況を証明する情報および文書のリストの決定、および商品市場調査実施主体の活動分野における管轄機関への当該リストの提出手順の決定；」；

4) 以下を内容とする第 2 章の 1 を追加する：

「第 2 章の 1. **商品市場調査活動の手順および実施に対する要求**

第12条の 1. **商品市場調査実施主体の義務**

商品市場調査実施主体は以下の義務を負う：

1) ロシア連邦の法律で定められた個人データ、対制裁情報およびその他のアクセスが制限される情報の扱いについての要件を遵守する；

2) 実施された研究の結果として得られた情報の記録、体系化、蓄積、保管、分析、抽出を、ロシア連邦領内に存在するデータベースを利用して行う。

3) 商品市場の調査に使用される技術的手段をロシア連邦の領土内に配備する；

4) 商品市場調査実施主体の活動分野における管轄機関の要請に応じて、本連邦法第5条第1項第3号の9に定める情報および文書を提出する；

5) 外国国家、国家の連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家もしくは国家の連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関、国際組織による、ロシア連邦、ロシア連邦の市民、またはロシアの法人に対して制限措置を導入する決定の遂行を許さない；

6) ロシア連邦の商品市場の構造に関する不正確なデータを使用しないこと、また、そのようなデータを情報通信網「インターネット」に掲載しない、およびそうした掲載を可能にする条件を創出しない。

第12条の2. 商品市場調査実施主体に対する要求

1. ロシア連邦の国際条約に別段の定めがない限り、外国国家、国際機関およびそれらの支配下にある組織、外国の法人、その定款資本における外国の持分が20%を超えるロシアの法人、外国市民、無国籍者、ロシア連邦の市民で他の国の国籍を有する者は、商品市場調査活動を行う権利を有しない。

2. ロシア連邦の国際条約に別段の定めがない限り、本条第1項に定める者は、商品市場調査実施主体の定款資本の20%を超える持分（株式）を直接的または間接的に所有または管理する権利を有しない。

3. 本条第1項に定める者が、商品市場調査実施主体を直接的または間接的に管理することに、および間接的にまたは第三者を通じて当該実施主体が下す決定を左右することにつながるような、商品市場調査実施主体に対するあらゆるその他の形態の支配権が確立されることは許容されない。

4. 本条第2項および第3項に定める要件に違反した場合、本条第1項に定める者、または本条第2項および第3項に定める所有、管理、または支配がその者を通じて直接的または間接的に行なわれるところの者は、本条で定める上限を超える持分（株式）を、ロシア連邦民法典第238条に定める手順にしたがって譲渡しなければならない。商品市場調査実施主体の出資者（社員、株主）総会の定足数および投票数の計算に入れられる上記の者たちに帰属する議決権は、参加持分20%分までとする。

5. 本条の規定に対する違反につながるあらゆる取引は無効とする。

6. 商品市場調査実施主体による、商品市場調査活動の手順および実施に関する本連邦法で定められた要件に違反しての商品市場調査実施は許容されない。

7. 商品市場調査活動の手順および実施に関する本連邦法で定められた要件の商品市場調査実施主体による遵守状況のモニタリングは、商品市場調査実施主体の活動分野における管轄機関が行う。」。

第2条

1. 本連邦法は2026年3月1日を以て発効する。

2. 商品市場調査実施主体は、2009年12月28日付連邦法第381-FZ号「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第1条第4項の2および第4項の3に定める者を除き、2026年5月15日までに、商品市場調査の手順および実施に関する要件の商品市場調査実施主体による遵守状況をモニタリングする管轄連邦政行機関に対し、商品市場調査実施主体の活動が2009年12月28日付連邦法第381-FZ号「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第12条の1および第12条の2に適合している旨の情報および文書を提出しなければならない。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年7月31日

No.351-FZ